

業務規程改正に係るポイント

- ✓乗客が落水した際に、船上へ引き揚げるためのはしご等を備え付けた上で、その置き場所と使用方法を示してください。

- ✓はしご等は、落水者が自力で船上に揚がる足がかりとなることができるもので、引き揚げを補助する機能があれば、市販品、自作、型式等は自由です。
（上記を満たすものであれば、アイ付きのロープ等でも構いません）

- ✓落水者の引き揚げを想定した訓練を、年1回をめぐりに実施して下さい。

- 簡易な作業となることが予想されるため、改正した業務規程の提出期限は設けておりません。乗客損害保険の更新時に併せて提出いただいても構いません

- 新たに作成した業務規程は、お手元の古いものと差し替えて、新たに作成した部分のみ、写しを提出して下さい。